

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた  
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発  
言、理事会で協議することとされた発言等は、原  
発言のまま掲載しています。  
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの  
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と  
受け取られることのないようお願いいたします。

○津島委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

植田日銀総裁、もうすぐ就任して一年になるわけですね。この間、異次元の金融緩和の弊害をよく理解されて、金融政策の軌道修正に御尽力されてきました。まずはそのことに敬意を表したいと思います。

振り返ってみますと、この一年間の日銀の歩みは、昨年の二月、今日パネルを用意しておりますが、私がネクスト金融大臣の立場で公表しましたこの新しい金融政策に沿うものだったというふうに考えております。

例えば、昨年七月には、長期金利の上限〇・五%をめぐり、一%を防衛ラインにしたというところ、それから、昨年十月には、長期金利の上限のめどを一%に引き上げた上で防衛ラインをなくしたということなどは、この工程表の四番、YCCの一層の柔軟化に当てはまるというふうに言えると思います。

また、この工程表の五番、ここには政府、日銀

の共同声明の見直しというふうにありますけれども、その具体的な内容としては、政府と日銀が実質賃金の上昇に向けて一体的に取り組むといったことなどを明記することを提言していました。

日銀は、共同声明の見直しには踏み込みませんでした。今日お配りしている資料の三ページ目にありますとおり、三ページ目の下段のところですけれども、この下段で、賃金の上昇を伴う形という表現を加えました。それまでの物価一辺倒の目標を修正したわけです。今回、いよいよこの工程表の六番、イールドカーブコントロールの撤廃というところまでいったわけであります。

こうしてみると、我々の新しい金融政策を日銀も参考してくれたのかなというふうに思うんですけれども、実際のところどうだったのでしょうか。通告しておりませんが、植田総裁に御見解をお願いいたします。

○植田参考人 大変申し訳ありません。今日、この改革工程表は初めて拝見いたしました。ただ、今伺った限りでは、これまでの大規模な緩和の枠組みを修正していく際にどういう道筋をたどるのが望ましいかということに関して、標準的だと思いますか、素直なお考えが示されているなど思っています、その結果、私どもが歩んできた道のりともかなり一致しているところがあるということかなと思います。

○階委員 やはり、素直に考えればこうなるはずだと我々も思っています、そのとおりやっていただいてよかったですと思うんですが、去年の今頃までは、黒田日銀総裁は全く金融政策を変えよう

ともしないなかったわけです。それがようやく変わったということなんです。

ただし、日銀の今回の金融政策の変更後も、引き続き、二%の物価安定目標の下で緩和的な金融環境を継続するということでありますので、日銀が目指していた、賃金の上昇を伴う形で二%の物価安定の目標を持続的、安定的に実現することというものは達成されていないというふうに理解しますが、それでいいですか。

○植田参考人 表現ぶりが難しいところではありますが、二%の物価安定目標の持続的、安定的な実現を達成する可能性、確度がだんだん高まってきて、ある程度以上のところに高まったという判断をいたしましたので、物価安定目標を持続的、安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったというふうに表明し、大規模緩和の修正に至ったところでございます。

○階委員 今おっしゃったこと、二ページ目今回の決定文を挙げさせていただいておりますが、最初の方に、二%の物価安定の目標が持続的、安定的に実現していくことが見通せる状況になったので今回変更したということなんです。目標を達成されていないなくても、見通せる状況になったので撤廃に踏み切ったということではないですか。

そこで、お尋ねします。

我々の新しい金融政策でも、実質賃金の安定的な上昇が見込める段階になれば、イールドカーブコントロールの撤回に踏み切るべきだということに言っているわけです。

ただ、現在のところ、実質賃金は二年近くマイナスが続いていますし、雇用の七割を占める中小企業にも賃上げが波及するかどうか。これは正直言って、春闘の結果は関係ないですね、組合がないところが圧倒的に多いので。そこで、中小企業の収益環境であるとか内部留保の薄さなども考えれば、雇用の七割を占める中小企業の賃上げが波及するかどうか、非常に微妙だと思っています。

日銀総裁におかれては、今後、実質賃金のマイナスがプラスに転換し、中小企業に賃上げが波及するとうふうに確信を持っているんでしょうか。お答えください。

○植田参考人 一〇〇%の確信というふうに関わられますと、そこまではですが、私どもの中心的な見通しでは、マクロ、平均的な実質賃金は、近い将来プラスの伸び率に転じていく。それから、中小企業の賃金についても、昨年を上回るプラスの率で最終的に決められるというふうに見通してございます。

○階委員 今、確信は持っていないというお話でした。

我々も、ここは慎重に判断すべきだと思っております。マイナス金利の解除はいいと思うんですよ。これは、預貯金の利息収入や地域金融機関の経営にとって非常に悪影響を及ぼしたので、これはやるべきだったと思いますけれども、マイナス金利の解除ということをやるとした場合に、イーロドカーブコントロールの撤廃、これが必ずしも必要だったのだろうかということを考えるわけです。というのは、どのみち金融緩和の状況は続ける

わけですから、我々がこの工程表でも言っている四番のところ、イーロドカーブコントロールの一層の柔軟化というこの項目の中で、短期金利をより柔軟化して、今まではマイナス金利だったけれども、これをちよつとゼロ%程度に引き上げるみたいな言い方で、イーロドカーブコントロールを柔軟化して、それをどんだん形骸化させていって、最終的にイーロドカーブの撤廃につなげるという漸進的なやり方というのも考えられたのではないかと思います。このタイミングで一気にイーロドカーブコントロール撤廃というのが必要だったんでしょうか。これ、お答えいただけますか。

○植田参考人 まず、このいただいた改革工程表の四番のところにもありますように、昨年の段階で、当時はYCCをもっと長い期間使えるようにという目的からではあります。一層の柔軟化をまず二回にわたって実行したところでございます。その上で今回に至りまして、まず、短期金利をマイナス〇・一から、ゼロから〇・一というところまで引き上げるといふ決定を一方でいたしました。長期金利の方を見てみますと、そこまでは、目標は、やや奇異に聞こえるかもしれませんが、依然としてゼロでありまして、ただし、上限のめどを-%というふうにするという枠組みになっておりました。

短期金利をプラスの水準に引き上げるに際しまして、いずれにせよ、長期金利の目標がゼロというところは修正せざるを得ないであろうと。経済、物価情勢全体からしますとかなりの改善を見せているという中で、これまでのような長期債市場へ

の強い介入は必要ないのではないかと判断の下で、しかし、不連続な長期債市場の反応を最小限に食い止めるために、買いオペの金額はこれまでどおりとする、それから、大幅な長期金利の上昇の際には買いオペ金額を増やすという手段を用いるということに対応しようというふうにご検討させていただきます。

○階委員 今答弁の中で、長期金利、本来のイーロドカーブコントロールでは〇%のはずだったのを無理やり柔軟化で-%をめどにしてきたわけですね。これはこれでちよつとどうかということもありませんけれども、柔軟化という中でそれをやってきたわけだから、短期金利についても、柔軟化という話の中でマイナス金利を解除するという選択肢もあつたのではないかと思うんですけれども、それはできないということではないんですか。

○植田参考人 長期金利について一段の柔軟化を図った上で短期金利を引き上げるべきだったので、はないかという御質問かなと思いますけれども、長期債市場につきましては、我々の様々なオペ等が市場の市場機能をかなり引き下げてきたという問題もある中で、経済、物価情勢の改善に伴いまして、市場によって金利を形成させることを基本とする、ただし、何かあつたら私どもが介入するという姿勢でいけないかなというふうにご検討させていただきます。

○階委員 今回、イーロドカーブコントロールの撤廃に踏み切ったわけですが、さつき御紹介したように、日銀総裁、植田総裁になつてから、

大体、展望レポートの発表のときに動きがあったわけですね。さっき言ったような、物価目標に賃金の上昇を加えるとか、長期金利のコントロールを柔軟化する、都合三回やりましたけれども、いずれの決定も展望レポートの発表時だったわけですよ。

今回は三月。ひよつとすると、四月になるとまた別な、経済状況も変わってきて、物価の見通しとかも変わってくるかもしれない。ひよつとしたらまた下方修正になるかもしれないという中で、ちよつとこは、少しイーールドカーブコントロールの撤廃までいったのは早過ぎたんじゃないかなというふうに思うんですけども、こは、四月の展望レポートがどうであれ、この撤廃というのはこのままいくということではないですか。

○植田参考人 四月でなくてどうして三月だったのかという御質問だと思えますけれども、特に、賃金の春季労使交渉の第一回の結果を見まして、それ、あるいは物価動向、さらに三月に出ましたGDPの改定値と、これらを総合的に見ますと、三月と四月の間で得られる情報のかなりの部分はこの前の決定会合直前までに得られていたというふうに判断いたしました。四月ではなくて三月に決定したということでございます。

○階委員 分かりました。強い決意を感じましたので次に行きますけれども、今回、二ページ目の脚注一にあるとおり、「マネタリーベースの残高に関するオーバーシュート型コミットメントについては、その要件を充足したものと判断する。」ということをやめているわけですね。

その要件というのは何だったのかなということ、三ページ目を御覧になってください。これは、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるというのが、マネタリーベースの拡大方針を終了するための条件だったと思うわけですよ。

さて、この除く生鮮食品の消費者物価指数、コアCPIともいいえますけれども、このコアCPIの実績値、安定的に2%を超えたということでしょうか。

○植田参考人 このコアCPIの前年比の実績値を見ますと、二二年の春、四月に2%を超えまして、その後、二十二か月ですか、2%以上で推移しております。これを踏まえまして、オーバーシュート型コミットメントについては、要件を充足したものと判断いたしました。

○階委員 こども、黒田総裁のときは、2%を超えて二年ぐらいたってもなかなか変えようとしなかったというのがありましたので、やはり植田総裁になってかなり考え方が変わったなというふうな思っています。

このいわゆる異次元金融緩和、異次元金融緩和を分かりやすく日本語で直すと長短金利操作付量的・質的金融緩和という枠組み、あるいはマイナス金利政策、これは役割を果たしたというふうな決定文にありました。この役割を果たしたという表現なんです、さっき確認したとおり、目標はまだ達成されていないわけですよ。その段階で終える以上、役割は果たしたのではなくて果たさなかった、これが素直な評価ではないですか。お

答えてください。

○植田参考人 私どもの理解ではと申し上げるのも変ですけども、この約束は、2%の物価安定の目標が持続的、安定的に実現するまで続けるということではなくて、その実現が高い確率で見通せるところまで続けるというふうな理解して政策を実行してきましたし、そういうふうにも説明してまいりましたところでございます。

その上で、最初に申し上げましたように、見通せる、あるいは見通せるくらいにまで目標の実現の可能性が高まってきたので長短金利操作付量的・質的金融緩和の枠組みを見直したということで、役割は、そこまで可能性、経済、物価情勢を改善させてきたというところで十分果たしたというふうな考えたところでございます。

○階委員 では、役割を果たして終わった以上、将来の金融政策として、これまでの異次元金融緩和の枠組み、あるいはマイナス金利政策といったものは選択肢となり得るのかどうか、お答えいただけますか。

○植田参考人 これは一般論に今の時点ではならざるを得ないんですけども、将来、経済、物価情勢が大きく悪化した場合に、必要があれば、これまで使ってきた手段を含めて、あらゆる手段の利用の可能性を排除しない考えでございます。

○階委員 あらゆる手段を排除しないと言いましたけれども、どういう局面になれば、また異次元の金融緩和に戻るのでしょうか、お答えいただけますか。

○植田参考人 あくまでも現時点では抽象的なこ

としか申し上げられませんが、経済、物価情勢が非常に悪化するという場合という答えにならざるを得ないかと思えます。

**○階委員** そういうような、また元に戻る危険性もあるわけですが、この間の金融政策決定会合後の記者会見で、総裁が、今後は普通の金融緩和を行うというような話をされていました。

四ページ目を御覧になっていただきたいんですが、これは日銀に作ってもらった資料ですが、ブル崩壊による金融危機の後、いわゆる非伝統的金融政策がどのように移り変わってきたかというものを時系列で整理しているものです。

色の濃い部分、これが非伝統的金融政策というふうに言われるものですが、総裁の言っている普通の金融緩和というのは非伝統的金融政策ではないような気がするんですけども、それでは、普通の金融緩和とは具体的にいかなる内容なのでしょいか。また、それをすることによって、まだ達成されていない日銀の物価安定目標は達成できるというふうにお考えでしょうか、お答えください。

**○植田参考人** この四ページの表で申し上げますと、黒く塗られていない白いところですが、短期金利の誘導目標というところ。これを、この表ではマイナス圏で推移と書いてありますが、現在はゼロから〇・一％というところに引き上げたわけですが、大まかには短期金利を政策の手段として政策を運営していくというのが現在のスタンスでありまして、これを私は記者会見で普通の金融政策というふうに呼んだところでございます。その

理由は、諸外国もほぼ同じような金融政策運営をしているからでございます。

それから、御質問の後段にありました、そのやり方によって目標の実現は達成できるのかというところでございますが、現在のゼロから〇・一％という短期金利の水準が、十分低い緩和的な水準であるというふうに考えておりますので、若干の時間はかかるかとは思いますが、目標達成に至る可能性が高いというふうに考えております。

**○階委員** 普通の金融緩和で目標を達成できるといふのであれば、さっきおっしゃったような、異次元の金融緩和に後戻りするようなこともあり得るなんていうことは言わない方が私はいいと思えます。

その上で、普通の金融緩和になった後も、異次元の緩和の遺産は残り続けるということと記者会見のときにおっしゃっていました。異次元の緩和の遺産、これは、さっきも出ておりましたけれども、国債とかETFを大量に保有していることを多分おっしゃっているんだと思うんですが、これが日銀の今後の金融政策にどのような影響を及ぼすのかということをお答えいただけますか。

**○植田参考人** 私ども、御指摘のように、大量の国債を残高として保有しております。様々な分析によりまして、中央銀行が大量の国債を保有しているときに、これが長期金利を引き下げる方向で影響を及ぼすという緩和効果、ストック効果と呼んだりしますが、これが作用するというふうになんかな分析で指摘されているところでありまして、このことを私どもは前提とした上で、それを考

慮に入れた上で、先ほど申し上げました短期金利の操作を主たる政策手段として、経済、物価情勢に応じて適切な金融政策を実現していきたい、金融環境を実現していきたいと思っております。

**○階委員** 異次元の緩和の遺産には、今言ったストック効果のほかにも、負の遺産とも言える部分もあると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

**○植田参考人** 例えば、国債を大量に保有していることが、国債市場の流動性のような市場機能にある程度マイナスの影響を及ぼしているという分析もございます。

これは直ちには、残高の影響でございますから解消することは難しいと思えますけれども、いずれどこかで残高を減らす方向に資するように、国債の買入れを徐々に減額していくということも考えたいと思っております。

**○階委員** 今後、もし、金融政策を緩和のところから正常化していくときに、利率を上げていきますよね。そのときに超低金利の国債を保有しているとすると、当座預金の利率と逆ざやになってしまつて、日銀に多額の赤字が発生する、こういう負の遺産の効果、悪影響もあるんじゃないですか。そこも考えていただくと、やはり、日銀の金融政策に大きな足かせとなつてしまった多額の国債みたいなものを異次元の金融緩和がもたらしたわけですよ。

さっき言ったように、目標を達成できないうちに、結局、普通の金融政策に戻るのが妥当だといふふうに判断されたわけですよ。となると、結局、

異次元の金融緩和というのは失敗ではなかったかというふうには総括できると思うんですけども、失敗ではなかったのかということについてどう考えますか。

○植田参考人 様々なプラスとマイナスの効果があったと思いますので、ネットでもうだったかというのは難しいかと思いますが、低金利、低金利、イーールドカーブ全般にわたって、低い金利の環境を長い期間つくり出しまして、それによって経済を支え、過去十年間、雇用、企業収益等の改善をもたらしたというプラスの効果ははつきりあったかなというふうには思っております。

○階委員 この異次元の金融緩和は、植田総裁であればこんなに長くは続かなかったと思いますし、この負の遺産もなかったと思うんですね。

植田総裁であれば、私が思っているのは、昨年の十一月ですか、この委員会、日銀の物価見通し、誤りがあったかということについて、正直に、誤りがあったということ認められました。

その関連で、お配りしている五ページ目、これは、今から約十年前ですか、最近公表されたものです。黒田総裁が異次元の金融緩和を始めて半年ほどたった辺りの金融政策決定会合の議事録なんです。

当時の白井審議委員の発言、特に下線を引いている左側のところ。実は、今回の展望レポートを読んで感じた印象を申し上げますと、政策意図を織り込んだ見通しと政策効果を示すこと、可能な限り客観的な分析を示すことのバランスの難しさを感じた、読者から、前者に傾き過ぎていると受け

止められると、それが外部の見通しとのずれが大きい場合、日本銀行の分析に対する信頼の低下をもたらす、展望レポートが単なるスタンスの表明とみなされてしまうおそれがある、一方、客観的な分析と受け止められると、安心感と信頼性の向上につながる面もあると思うといったようなくだりがあります。

また、右側の方の下線部分ですけれども、いろいろな材料から見て明らかに下振れの方向を指しているのに、上下のリスクを書いている、流れを普通に読むと下振れのリスクの方が大きいと読めると思うので、そうであれば下振れリスクが大きいと言います、それでも二%の達成の道筋があるということであれば、世の中のいろいろな疑問に対して一つ一つ誠実に答えていく方がよいと思うというような意見を述べられていました。

まさに、私もこの委員会度々指摘してきましたけれども、展望レポートは願望レポートになっているんじゃないかということ、この時点で既に白井さんがおっしゃっていたと思うんですね。

この意見を尊重せずに、白井さんの意見は却下されるような形で、その後の物価見通しは、期待に働きかけるということなのかもしれないけれども、客観的な分析というよりは、政策意図を織り込んだ見通しと政策効果を示す、単なるスタンスの表明に陥っていたのではないかと思うんですね。○植田参考人 当時の白井委員がどういう御認識であったかは、なかなか、私、知る由がありませんが、私どもの展望レポートで、見直し作成の際

には、そのときまでに決定した金融政策をまず前提として、その上で、先行きについては、マーケットの織り込み、政策についての織り込みを参考にし、経済、物価見通しをできる限り客観的に盛り込むという姿勢で作成してございます。

これを中心見通しが出てまいりますし、その上で更に客観的に、上下のリスクについてもバランスを示したりしてございます。こういう姿勢で過去も見通しが作成されてきたというふうには信じておりますし、今後もそういうつもりでございます。○階委員 物価の見通しについても、正しい方向に向かいつつあるというふうには思っていますけれども、是非その点は徹底していただきたいと思えます。

それと、日銀総裁に、最後、ETFのこと、先ほど竹内先生の質問でも出ていました。

ETFは、今、莫大な含み益、簿価三十七兆に対して含み益も三十兆以上あるというふうには言われていたり、あるいは、分配金も毎年一兆円以上あるわけですよ。この多額の財産、これは、そもそも、この異次元の金融緩和あるいはその前の金融緩和によって国民に本来入ってくるべき利息収入が大幅に減っていた、その犠牲の下でこのETFの利益が日銀に蓄えられてきたという面もあるわけですよ。

その具体的なやり方については今日はお尋ねしませんけれども、方向性として、これだけの利益を国民に還元するということは考えてもいいのではないかと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○植田参考人 現在保有しておりますETF等の処分については、先ほども申し上げましたが、すぐに行くことは考えてございません。処分をするのか、処分をする場合にどういうふうに扱うのか、ある程度時間をかけて検討したいというふうに思っております。

○階委員 それは、先ほどの竹内先生の質問に対する答弁と同じです。大きな方向性を聞いています。国民への還元を考えるべきではないかということについてはいかがですか。

○植田参考人 あえて申し上げますが、数十兆円の残高のETFを所有しております。これから毎年一兆円強の配当が上がってきております。

これは、ほかの日本銀行の収益との相対でいろいろ動きますが、基本的には国庫に納付されてございます。ですので、私どもが持っている株から上がる何かプラスのようなものが日本銀行にとどまっているというわけではなくて、そういう形で国庫に返っていくという仕組みになっております。考えてみますと、例えば、数十兆円の評価の株を持っているということは、将来の配当の、予想配当ですが、割引現在価値がその数十兆円になるということでございます。したがって、ずっとそれを日本銀行は持ち続けて、その毎年の配当を政府に納付金でお返しするということを続けていけば、その現在価値は、やはりその数十兆円に等しいわけでございます。

ですから、いつそれを実現するかという問題はありませんけれども、将来まで見れば、国民に少しずつお返ししていくという姿になっていることは

間違いないかと思えます。

○階委員 配当金は企業価値のなし崩しの実現という言葉もあるので、今そういうことを多分おっしゃったんだと思いますけれども、肝腎なことは、今これだけ国民の生活が厳しいという中で、将来的に分配金の形でどんどん還元されていくからいいんだ、あるいは国庫に納付するからいいんだということではなくて、もっとダイレクトに国民に還元する方法を考えなくてはいけない時期ではないかということを我々は考えております。

例えば少子化対策の財源が足りない、そのときに支援金で新たな国民の負担を求めようなことをするよりも、この分配金をそうした少子化の財源に充てるということも考えていいんじゃないかというふうに思っています。是非この点については、日銀にもこの先、協力を求めるようなことがあれば協力をお願いしたいと思っておりますけれども、そういったことは全く荒唐無稽で検討にも値しないというような御趣旨なんでしょうか。お答えいただけますか。

○植田参考人 様々な御提案、全て真摯に伺いたいと思えます。その上で、時間をかけて、どうすべきかは考えていきたいと思っております。

○階委員 日銀総裁、ありがとうございます。ここでお引取りいただいて結構です。

○津島委員長 では、植田総裁、どうぞ御退室ください。

○階委員 それでは、残された時間、鈴木財務大臣に伺います。

私は、予算委員会の方でも、政策活動費の問題、

これは国税庁の方から、一月二十九日の予算委員会、政策活動費というのは政党から個人に入ってくるお金ですから、一年間で使い切れなかったものがあれば、これは雑所得として課税対象になるという答弁があったわけです。一方で、岸田総理のお話を聞いてみると、調査をするまでもないみたいなことをおっしゃっていて、課税対象になるのに、全く調査もしないで放置しているのではないかというふうな印象を持ちました。

でも、これは、私も地元盛岡に帰るといろいろな人から言われますよ、課税対象になるんだつらちゃんと言われたいこと、課税対象になるんだつらちゃんと言われたいこと、日曜日、私があるお店で、大衆食堂でしたけれども、お昼を食べた後、お店を出ようとしたら、厨房にいた年配の女性の方が駆け出してきて、涙ながらに、自分たちは一円たりとも税金をまけてもらえないことはないのに、何で政治家はこんないいかげんなことが許されるんですかと、本当に涙ながらに訴えられましたよ。

ですから、私は、岸田総理は、恐らく自民党総裁の立場として自民党の議員さんたちに調査することは難しいと言ったのかもしれないけれども、やはり税務当局としては、税務行政の信頼確保という意味で、この政策活動費、課税対象になるものについてはしっかり課税をするということを言うべきだし、それに向けて努力すべきだと思うんですね。この点について、どのようにお考えになりますか。

○鈴木国務大臣 政策活動費だけに対する税務当

局の努力になるわけでありませんが、今やっていることを申し上げますと、まあ、それだけじゃ、やっていることにならないということになるのかも、しれませんが、事実、ファクトを申し上げますと、政策活動費を含め、政治家個人に帰属する政治資金につきましては、申告納税制度の下、まずは政治家自身において収入や経費を計算し、所得が発生した場合には申告していただくこととなります。

他方で、政治家個人の課税関係について申し上げますと、政治家個人の課税関係は、歳費始め複数の所得区分が関係する可能性があるほか、調査研究広報滞在費のように非課税の収入があるなど、比較的複雑であることから、例年一月に、各国会議員に対しまして、政治資金の課税関係に係る確定申告における留意点等を解説したリーフレットを配付をさせていただいております。適正な申告を促しているところでございます。

現在やっていることは、そういうところにとどまっているというところであります。

**○階委員** これは三月二日の予算委員会で私の隣にいる江田先生がおっしゃっていたことなんですけれども、ちゃんと税務相談に行くようにということを指示するべきではないかということ、総理に江田先生はおっしゃっていましたよ。

今、鈴木財務大臣のお話を聞いていても、複雑な事務手続だというように感じました。これは、税務当局として税務相談窓口を設けて、紙一枚配るだけじゃなくて、相談窓口を設けて、今問題を抱えている全ての議員に相談に行っていたら

ようにすべきではないですか。それぐらいの努力はしていただけないでしょうか。

**○鈴木国務大臣** 先ほど申し上げたのは、事務手続が複雑ということではなくて、課税関係が複雑であるということをおっしゃったところでございます。

その上で、申告納税制度ということで、自分の収入、この場合は、先生の御指摘は政治活動費の分野でありましたけれども、それが、実態、幾ら与えられて、そしてそれをどう使ったのかというのは本人が知っていることでございますので、こうした申告納税制度の下で、政治家自身が、その収入それから経費を計算をして、所得が発生した場合には申告していただくということでございます。

これは、いわば政治家であろうと一般の納税者の方であろうと全く差別なくされなければいけないわけでございます。政治家の立場の方であっても、このことについてはきちっとやっていたら、これが当然のことであると思えます。

その上で、複雑な状況がありますので、リーフレットを配付させていただいて、対応を、例示等もさせていただいてるところでございます。

**○階委員** 政策活動費と、もう一つ問題になっているのは、派閥からの還付金、キックバックに対する課税ですね。これは、政策活動費よりももっと難しい問題がありまして、そもそも個人が受け取ったのかどうかというのが判然としないところがあるわけです。

そこで、先日、私、BSフジのプライムニュー

スという番組があるんですけども、ここに元東京地検特捜部の高井さんという弁護士さんが出ていて、こんなことを言っていたんですね。東京地検特捜部の捜査で政治団体に帰属すると認定されているのだから、これは所得税法の問題は生じないなんていうことを言っていたわけですよ。

そこで、今日、国税庁にも来ていただいていますけれども、政治資金収支報告書に記載しない前提で政治家側に渡された裏金について、検察が政治団体の収入と認定すれば、税務当局はそれに従わざるを得ないんでしょうか、お答えください。

**○星屋政府参考人** お答え申し上げます。

個別にわたる事柄につきましてはお答えは差し控えさせていただきますが、一般論として申し上げますと、政治資金につきましては、その帰属のいかんにより課税関係が異なりますが、帰属を判断するに当たりましては、収支報告書の記載状況のほか、例えば、その資金が誰によって実質的に管理、使用されていたのかなど、様々な状況を総合的に精査することとなります。

いずれにいたしましても、政治資金を含め、課税関係につきましては、国税当局におきまして、個々の実態に応じ、法令等に基づき適正に取り扱うこととしております。

**○階委員** すつきりとした答弁ではなかったんですけども、必ずしも検察の判断だけで全てが決まるわけではないというふうに理解しました。

そこで、法務省にも来てもらっていますけれども、先ほどの高井弁護士のテレビでの発言、その後について、仮に、政治団体にキックバックされ

たものを、私はこれは個人的に全部雑所得として申告しますなどということをやったら、検察にけんかを売ることになるということも言っていますけれども、これは法務省に聞きますけれども、けんかを売ったことになるんですかね。もし政治家が、やはりよく考えたら、これは検察は政治団体の収入と認定したけれども、やはり自分で判断して雑所得として申告するということが私はあつていいと思うんですが、こういうことは検察にけんかを売ったことになるんですか。

○吉田政府参考人 一般論として申し上げますと、検察当局は、個々の事案ごとに、法と証拠に基づいて適切に事件処理をしているものと承知しておりますけれども、個々の事案における関係者の方の行動については、法務当局としてコメントする立場にはないということをお理解いただきたいと思えます。

○階委員 国税当局が検察と違う判断、あるいは政治家個々人が検察と違う判断、これは当然起り得るということをおっしゃったということではないですか。最後に確認させてください。

○吉田政府参考人 個々の事案において関係者の方々がどのような行動を取るかは、それぞれの立場で御判断されるべきものと承知しております。法務当局としてはそれらの行動についてコメントする立場にはないというふうに考えております。

○階委員 では、けんかを売っているなんということとはまかり間違っても言うことはないというふうに理解して、質問を終わります。  
ありがとうございます。

○津島委員長 これにて階君の質疑は終了いたしました。